業務委託における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

1. 遠隔臨場の実施

受注者における「打合せ、立会に伴う移動や手待ち時間の削減」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用カメラ(Webカメラ等)と Web 会議システム等を介して「打合せ」、「立会」と「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『業務委託における遠隔臨場に関する試行要領(以下、「試行要領」という。)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を適用する項目について

遠隔臨場の適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する項目(打合せ、立会、 検査)を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 打合せ、立会、検査での確認

受注者が動画撮影用カメラ(Webカメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「打合せ」、「立会」と「検査」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ (Webカメラ等) や Web 会議システム等は受注者が手配、 設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。

(3) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、受注者から請求があった場合に直接経費(維持業務に適用する場合は技術管理費(管理費区分は「9:全ての間接費の対象にしない場合」))に積上げ計上する。なお、詳細については、試行要領「6.費用について」を参照とすること。